

令和7年度 周防大島町教育の基本方針



芸人×東大生 特別授業 in 周防大島



大島一周駅伝競走大会

周防大島町教育委員会

目 次

I	周防大島町教育	
1	本町教育の現状	1
2	教育の基本方針	1
3	基本方針の推進	1
II	周防大島町教育のめざす姿	2
III	周防大島町教育の構造	2
IV	学校教育の基本方針	
1	基本方針	3
2	重点施策	3
V	社会教育の基本方針	
1	基本方針	5
2	重点施策	5
VI	総務の基本方針	
1	基本方針	7
2	重点施策	7

令和7年度 周防大島町教育の基本方針

I 周防大島町教育

1 本町教育の現状

少子高齢化の進展やデジタルを活用した情報社会の到来が叫ばれる中、今後、子どもたちにどのような資質・能力を育成することが必要であるかを明確にした上で、時代の変化に対応する教育施策の刷新が求められている。

本町では、令和3年(2021年)3月に策定した『第2次周防大島町総合計画』に基づき、これまで「志をもち確かな学力と基本的生活習慣を身につけた、本町の将来を担う人材の育成」をめざし、町内の全小・中学校のコミュニティ・スクールを核として、町民の力を結集し、本町の宝である子どもの成長を支援する取組を進めてきたところである。

2 基本方針

「自立・協働・創造 ～ ふるさとに誇りがもてる人づくり・地域づくり」

未来の周防大島町を担う子どもたちが、豊かな自然や文化に親しみ心豊かでたくましく育つためには、家庭や地域と学校との連携を強め、全ての子どもたちの成長を支える仕組みづくりを推進し、子どもたちの生きる力(※)の育成を図っていくことが求められる。

また、生涯学習の視点から、町民のニーズをとらえた学びの場を提供することで、ふるさと周防大島の資源を活用しながら、豊かな生活を築いていける人づくりを推進していく。

※ 本町では生きる力を、「自立(自ら生きる)」・「協働(ともに生きる)」・「創造(よりよく生きる)」の3つの視点から捉えることとしている。

3 基本方針の推進

教育目標の達成に向け、学校教育と社会教育の分野において、次の視点で取組を進める。

- (1) 実生活で活用できる学力を高め、社会の一員として活躍できる人材の育成に努める。
- (2) 学校・家庭・地域が連携を図り、それぞれの役割を果たしながら、心豊かな町づくりに努める。
- (3) 生涯学習活動や地域交流活動、生涯スポーツの振興による健やかで笑顔あふれる明るい町づくりに努める。
- (4) 教育に重点を置いた町政のもと、将来を見据えた教育環境の整備と有効活用に努める。

Ⅱ 周防大島町教育のめざす姿

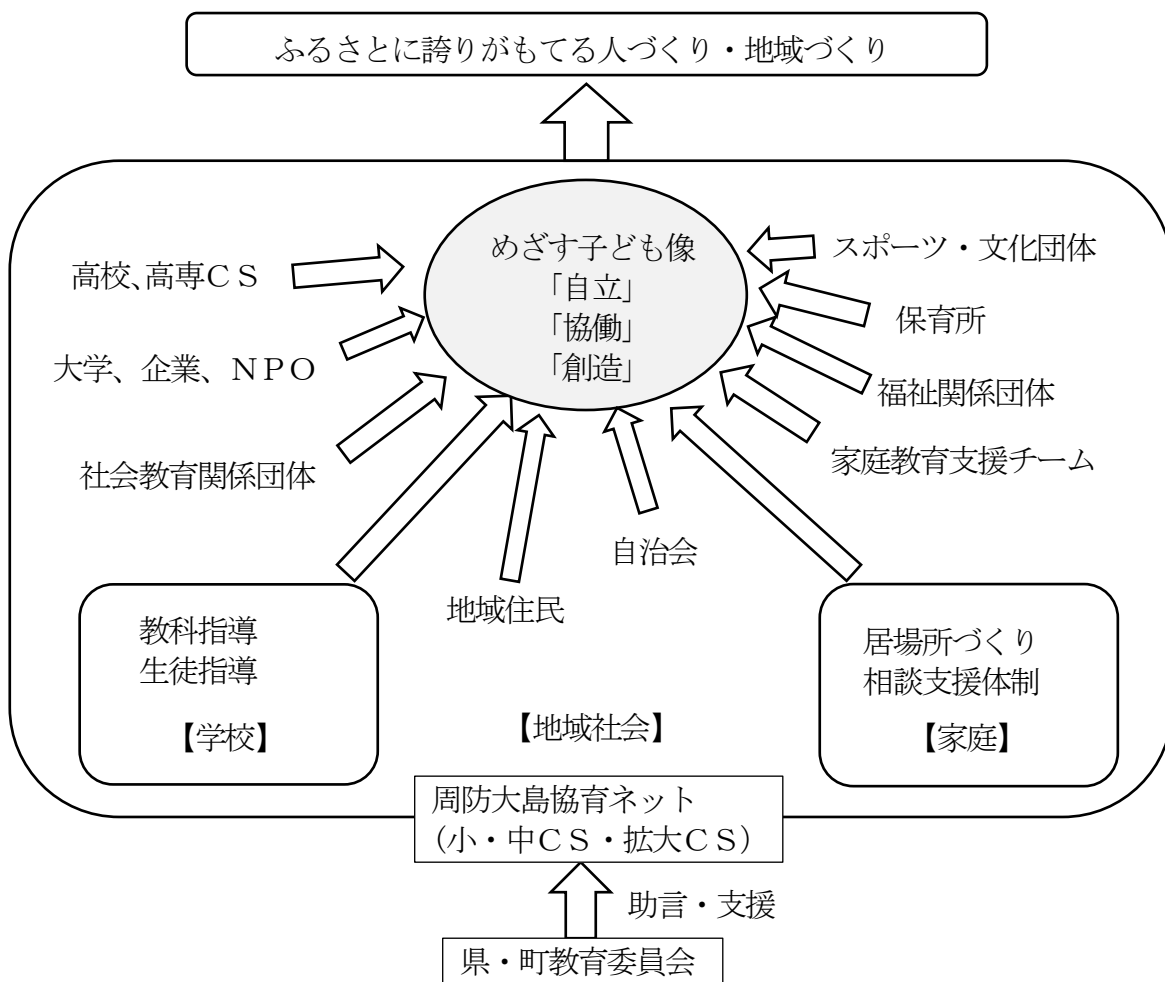
1 子どもに育てたい力（めざす子ども像）

- ◇「自立」－ 自己肯定感を高め、目的をもって現実社会をたくましく生きていくために必要な粘り強さを育成する。
- ◇「協働」－ 多様な考えや立場を理解・尊重し、自分や他者を大切にする思いやりの心を育成する。
- ◇「創造」－ 課題を見つけ、主体的に課題解決を図っていくマネジメント能力を育成する。

2 教職員に必要な力（めざす教職員像）

- ◇「マネジメント能力」－資源を有効に活用して、目的の達成を図る。
- ◇「人間力」－温かいコミュニケーションにより、学校・家庭・地域の協働実践を推進する。

Ⅲ 周防大島町教育の構造



Ⅳ 学校教育の基本方針

1 基本方針

人口減少・少子高齢化の加速やグローバル化の進展、生成A I の急速な進化など、想定をはるかに上回るスピードで社会が変化し、将来の予測が困難な時代を迎えている。このような状況をとらえた上で、子どもたち一人ひとりに身に付けさせたい資質能力を明確に示し、人材育成に取り組んでいくことが重要である。

本町の学校教育においては、育てたい力として、「目的達成に対する粘り強さ」や「思いやりの心」、「マネジメント能力」を挙げた。これらの力は、子どもたち一人ひとりがよりよい人生を築いていくために、基盤となる力であるにとらえている。教科等の授業や学校行事、地域創生に関する探究活動等を通じて、これらの力を効果的に伸ばしていくことが求められる。

柱となる取り組みを以下3点とする

- ◆ 教職員のマネジメント能力の向上を図るための研修を推進する。
- ◆ 地域の教育資源を活用した教育活動の質の向上を図る。
- ◆ コミュニティ・スクールを核とした地域貢献の取組を推進する。

2 重点施策

(1) 確かな学力の定着と向上

○学校の組織力の強化

- ー小中学校のつながりや地域連携をふまえたカリキュラム・マネジメント
- ー少人数指導等、きめ細やかな指導の充実

○教員の授業力の向上

- ー「わかる授業」「楽しい授業」を実現する授業改善
- ーI C Tの効果的な活用、研修の確保

○学校・家庭・地域の連携力の強化

- ー学校運営協議会「ユニット型研修」、学習習慣や生活習慣の確立
- ー子育てに関する授業・研修の充実

○体験活動の充実

- ー企業や専門家等と連携した企画活動
- ー地域の教育資源を活用した実践

○校種間連携による教育の充実

- ー英語教育、K S 学習（拡大集合学習）、小小・小中連携教育、中高一貫教育

○教育環境の整備

- ー特別教育支援員と特別支援教育コーディネーターの配置、各種助成事業
- ー働き方改革の加速化、子どもと向き合う時間の確保

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

○開発的・予防的な生徒指導や相談体制の充実

- －「いじめ対策委員会」を核とした取組、早期対応の重視、不登校対応
- －ＳＳＷ派遣事業の充実、適応指導教室事業の拡大

○人権尊重意識を高め、一人ひとりを大切にする人権教育の推進

- －安全で安心な環境づくり、信頼関係の構築、主体性を育む授業実践

○心を耕す教育の実践

- －道徳教育の充実と道徳科の授業づくり、学校図書館の充実や読書機会の確保

○体力向上に向けた組織的な取組の推進

- －日常的な運動機会の確保、食育等の計画的な健康教育

○教育環境の整備

- －読書活動推進員（学校司書）、部活動指導員の配置、ＳＣの派遣

(3) 家庭・地域と一体となった学校づくりの推進

○コミュニティ・スクールの仕組みを生かした連携体制の構築・強化

- －「学校・地域連携カリキュラム」の検証改善
- －「学校・地域の課題」や「地域づくり」に関する熟議の実施

○地域と連携・協働する活動に主体的に参画する子どもの育成

- －地域ボランティアの取組、海洋教育の推進

○地域と連携・協働する活動の推進

- －子どもの学校運営協議会への主体的な参画と協働活動

○学校安全の質と水準の向上

- －生活安全・交通安全・災害安全の取組
- －通学路の安全点検、専門家と連携した取組

V 社会教育の基本方針

1 基本方針

全国的に人口が減少している中、少子高齢化に伴う人口減少により過疎化が進む本町において、年々変化する社会情勢や技術の進歩の影響もあり町民の学習ニーズが変わってきている。また、コロナ禍以前と以降ではライフスタイルも変化しており、町民の生涯学習やスポーツに対する関心に変化しつつある。

このことから本町では、一人一人の人権が尊重される心豊かな地域社会の実現を目指す基本理念のもと、多様化されているライフスタイルを見据え、幼児から高齢者まで参加できる生涯学習やスポーツ活動を推進する。また、自然豊かなふるさとを守り、これからの在り方を考える機会とする海洋教育など、人と人とを結び繋ぎ郷土愛を育む活動に発展させるとともに、地域住民の活動を通じて昔ながらの温かな人間関係を育てたい。

そして、日々進歩している情報技術を活用し、誰もが自由に参加できる生涯学習を見出していく。

2 重点施策

(1) 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

○公民館活動の充実

- ・公民館を「自助・共助・公助」の基礎的關係性を築く拠点とし、多種多様な活動の支援を図るとともに若者が気兼ねなく参加できる世代を超えた交流の場として活用できるよう検討を進めていく。
- ・自主学習グループ等を中心に、公民館と図書館が連携し、イベント等を協働することにより組織の中核となる人材づくりを目指す。

○デジタル機器活用に関する研修の充実

スマートフォンの利用方法に関する教室等を開催することにより、デジタル活用に係る基礎・応用から安全対策等の知識及び必要な能力を学び使用格差の解消を目指す。

○海洋教育の充実

環境知識のみでなく資源として捉え、未来に活かす感覚を育てるため、海洋センターを活用し関係協力団体と連携をしながら活動を推進していく。

(2) 地域の教育力活性化の推進

- 町全体で子どもの育ちや地域住民の学びを支援する「周防大島町地域協育ネット」を充実させるため、社会教育と学校教育の連携を図り、地域・学校の課題を共有し、人材育成と地域創生に努める。
- 家庭の教育力を高める学習機会の提供や相談対応を行う。
- 青少年の健全育成に関わる事業の支援、相談体制の整備を図る。
- 社会教育団体の育成支援を行う。
- 福祉関係機関と連携しながら、地域の教育力活性化に向けた取組を進める。

(3) 人権教育の推進

- 「山口県人権推進指針」に掲げられている各課題の理解を深め、人権尊重の精神が正しく身につくにつぎ、一人一人の人権が大切にされる町づくりをめざして学習機会の確保、充実に努める。
- 様々な人権課題について地域で学び合うための取組が活性化するように、指導者の養成に努める。
- 「周防大島町人権教育推進大会」を開催し、町民一人一人の人権意識の高揚を図る。

(4) スポーツの振興

- 令和7年度から令和16年度までの10年間で策定した第2次周防大島町スポーツ推進計画を基に大会のあり方などを時代に合った運営方法に変え、住民の誰もが気軽にスポーツを楽しむことを目標に生涯スポーツや健康増進の場づくりを行いたい。また、近年話題のニュースポーツの発展に向けて推進を行う。
- 中学校部活動の地域展開が進められていく中、地域で部活動を受け入れ可能な団体の支援及び指導者の育成と同時に総合型地域スポーツクラブの設立支援を進めていく。

Ⅵ 総務の基本方針

1 基本方針

令和6年度に実施した「小中学校の在り方に関する調査」結果を精査し、今後の中学校及び小学校統合計画について、児童生徒数の推移や教育環境を踏まえながら方針を決定する。

学校給食については、今までとおり、安全・安心な学校給食の提供を基本理念とし、安全性への配慮、食育の推進食材の地産地消などに取り組む。

2 重点施策

(1) 学校施設の維持修繕

学校との連絡調整を密に行い、緊急性・必要性の高い施設整備要請については、順次修繕等を実施する。

(2) 学校施設の改修工事等

久賀小学校・明新小学校及び大島中学校において特別教室空調設備設置工事、安下庄小学校では体育館屋根防水改修工事を行い、校舎に先行して町内小中学校体育館の照明をLED化すべく実施設計業務を行う。

(3) 給食費無償化事業

米空母艦載機部隊配備特別交付金を特別財源として造成した基金を充当し、町内の小中学校児童・生徒の給食費無償化を継続実施する。

(4) 学校給食費等補助金の支給

給食無償化事業にあわせて、あろは教室通学者やアレルギー対応としての「弁当」持参者を対象として、町が提供する学校給食を喫食できない児童・生徒について、当該保護者へ学校給食費無償化相当分を補助金として交付する事業を継続実施する。

(5) 周防大島町語学留学生派遣事業の実施

高校生・高専生対象の語学研修について、姉妹島のハワイ州カウアイ島にて英語の語学力向上のみならず異文化学習や体験交流を加えたプログラムで語学留学生の派遣を行う。

(6) 周防大島高等学校通学支援費給付金事業の実施

周防大島高校の生徒の通学費の一部を生徒の保護者に対して給付する。

(7) 学校跡地利用問題

廃校になった校舎等の維持・修繕を行う。校舎等の再利用を図るため、廃校跡地利用者の一般公募を計画する。